

小樽テニス協会会則

(名称及び所在地)

第1条 本会は小樽テニス協会と称し、事務局を小樽市に置く。

(目的及び事業)

第2条 本会はテニスの振興と会員相互の親睦を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 会員の登録
- (2) 北海道テニス協会に小樽市内のテニス統轄団体として加盟すること
- (3) 小樽体育協会に小樽市内の団体を代表して加盟する事
- (4) 本会主催の大会開催
- (5) 北海道テニス協会主催、本会主管の大会開催
- (6) 講習会、研究会、練習会の開催
- (7) 関係諸団体との連携、交歓
- (8) テニス振興のため当局への建議・陳情
- (9) 会報の刊行
- (10)その他必要な事業

(会 員)

第3条 本会は以下の個人会員、団体会員及び加盟団体を似って組織する。個人会員は一般会員、家族会員、帰省会員、地方会員、小・中学生会員、高校生会員、大学生会員(専門学校生含む)とする。

- (1) 一般会員 小樽市内に居住するテニス愛好者で会費を添えて入会申込書を提出したもの。
- (2) 家族会員 一般会員の同一世帯に属する家族で会費を添えて入会申込書を提出したもの。
- (3) 帰省会員 小樽市に帰省し一時的にコートを使用するもので会費を添えて入会申込書を提出したもの。
- (4) 地方会員 小樽市以外に居住するテニス愛好者で会費を添えて入会申込書を提出したもの。
- (5) 小・中学生会員 中学生以下の少年少女で会費を添えて入会申込書を提出したもの。
- (6) 高校生会員 高校生、で会費を添えて入会申込書を提出したもの。
- (7) 大学生会員 大学生(専門学校生含む)で会費を添えて入会申込書を提出したもの。
- (8) 団体会員 小樽市内及び小樽市近郊に事務所のある職場テニス団体で会費を添えて入会申込書を提出したもの。
職場テニス団体とは独立した会社並びに官公庁に在籍する職員で構成されたテニス団体を言う。
- (9) 加盟団体 小樽市内及び小樽市近郊に事業所のある職場テニス団体で、独自のテニスコートを所有し当協会へ登録のみを目的として会費を添えて入会申込書を提出したもの。
- (10)ゲスト会員 一般会員、家族会員、帰省会員、地方会員、小・中学生会員、高校生会員、大学生会員(専門学校生含む)、団体会員の親族または友人等で、かつ、小樽市以外に居住するテニス愛好者で会費を添えて申込みをしたもの。
ゲスト会員になった会員が滞在が長くなり、地方会員や小・中学生会員になる場合は、会費との差額と入会金を支払い、申込書を提出し地方会員や小・中学生会員になることが出来る。

(会 費)

第4条 本会の会員は1か年分の会費を、5月末日迄に納入するものとする。会費は、理事会で起案し総会に於いて承認された額とする。既納の会費は返戻しない。

(入 会 金)

第5条 当会に入会するものは、会員登録書と同時に別に定める入会金を支払うものとする。
入会金の支払いは初年度のみとし、既納の入会金は返戻しない。
入会金額は、理事会で起案し総会に於いて承認された額とする。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|--|-------|---|
| (1) 名誉会長 | ……1名 | 総会に於いて推戴する。 |
| (2) 会 長 | ……1名 | 総会に於いて推戴する。
会長は本会を代表する。 |
| (3) 副 会 長 | ……若干名 | 総会に於いて推戴する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。 |
| (4) 理 事 長 | ……1名 | 総会において会員のうちから選任する。
理事長は会務を総括し、本会運営の責任を負う。 |
| (5) 副理事長 | ……若干名 | 理事長の推薦により会長が委嘱する。
副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。 |
| (6) 理 事 | ……若干名 | 理事長の推薦により会長が委嘱する。
理事は理事長を補佐し、会務を分掌する。 |
| (7) 監 事 | ……2名 | 総会において会員のうちから選任する。
監事は会計の監査に当たる。
監事は理事を兼ねることは、出来ない。 |
| (8) 顧 問 | ……若干名 | 理事会に於いて推薦し、総会において推戴する。 |
| (9) 理事長・副理事長・理事及び監事の任期は2年(総会から総会まで)とする。また、再任を妨げない。
理事長事故あるときの副理事長の代行の任期は、理事長の残り任期とする。
理事長が任期途中で理事を補充する場合の任期は、次の改選までの任期とする。 | | |

(総 会)

第7条 総会は毎年1回開く定時総会と、理事会において必要と認めた時に開く臨時総会の2種とする。

総会の議決は出席者の過半数を以て為す。

総会は会長が招集し、議長は理事長これにあたる。

総会に於いては次の事項を審議、決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 役員の推戴および選任
- (4) 基本財産の処分
- (5) 会則の改訂

総会の招集は少なくとも10日以前に全会員に書面を以て通知しなければならない。

総会に出席できない会員は、あらかじめ封書をもって意見を提出しておくことができる。

(理 事 会)

第8条 理事会は必要の都度理事長がこれを招集し、本会運営上重要な事項について協議、執行する。

(事 業 年 度)

第9条 本会の事業年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(罰 則)

第10条 本会の会員にして本会の会則に違反するか体面を傷つけた行為ありと認められた時は、理事会の決議に従い除名することがある。

(附 則)

この改正会則は平成8年2月18日から施行する。

改定	平成 20 年 3 月 1 日
	平成 22 年 2 月 27 日
	平成 24 年 2 月 19 日
	平成 28 年 2 月 22 日
	平成 29 年 2 月 26 日

(附 記)

(会費)

一般会員	年額	12,000 円
家族会員	年額	10,000 円
帰省会員	年額	5,000 円
地方会員	年額	5,000 円
小・中学生会員	年額	3,000 円
高校生会員	年額	5,000 円
大学生会員(専門学校生含む)	年額	8,000 円
団体会員 5人以上	年額	10,000 円×人数
加盟団体(1団体)	年額	12,000 円
ゲスト会員	日額	2,000 円
入会金	当協会に始めて入会される方 (過去に当協会に在籍されていた方、ゲスト会員は除く)	2,000 円(初年度のみ)